

# 前橋市保健所関係使用料及び手数料条例の改正について（議案第46号）

衛生検査課

## 1 改正の理由

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の施行により、輸出証明書の発行及び適合施設の認定に係る事務が制度化されたことに伴い、当該証明書の発行等に係る手数料を定める。

## 2 内容

手数料を徴収する事務、手数料の名称及び金額は、次のとおりとする。

手数料を徴収する事務	手数料の名称	金 額 (1件につき)
農林水産物又は食品に係る輸出証明書の発行	輸出証明書発行手数料	870円
農林水産物又は食品の生産等に係る適合施設の認定申請に対する審査	適合施設認定審査手数料	現地において調査を行う場合 20,900円
		上記以外の場合 10,400円

## 3 施行期日

令和7年4月1日